

東濃信用金庫と美濃加茂市の連携協定書

東濃信用金庫（以下「甲」という。）と美濃加茂市（以下「乙」という。）は、相互の発展と当地域の振興、市民サービスの向上を図るため、甲乙間の連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

1. 両者は、次の事項について連携する。
 - (1) 地域振興、市民活動への支援に係る事項
 - (2) 中心市街地活性化に係る事項
 - (3) 創業、起業家育成支援に係る事項
 - (4) 展示会、講演会、セミナー等、市内事業者の経営支援に係る事項
 - (5) 統計、調査資料の提供や地域経済分析事業等での協力に係る事項
 - (6) 互いの職員研修育成に係る事項
 - (7) その他、市民サービスの向上に資する諸課題への対応に係る事項
2. 連携の形式、連携による成果の利用条件、経費負担等については、その都度甲乙間で協議するものとする。
3. 本協定に基づく連携にあたり、事前に相手方の同意を得たもの以外の情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならないとし、本協定が解除された後も同様とする。また、連携により知り得た個人情報については、厳格にこれを管理するものとする。
4. 本協定は、両者の代表が署名した日から発効し、1年間に限り有効とする。ただし、期間満了3ヶ月前までに甲及び乙から解除の申し出がない場合は、1年毎に自動的に更新するものとする。
5. 本協定の改正又は廃止等を行う場合、若しくは本協定の運用等に関して疑義が生じた場合、その都度甲乙間で協議のうえ、決定するものとする。

本協定の証として、本書を2通作成し、各1通を保有する。

平成18年9月12日
東濃信用金庫
理事長 渡邊 勝利

平成18年9月12日
美濃加茂市
市長 渡辺 直由